

# 附属資料



# 1 総合計画策定の経緯

年月	事項	内容
23.8~24.12	各地区地域審議会	管内別に設置されている地域審議会にて、「地域でできること」をテーマとした地域づくりについて協議。(各6回、延べ30回開催)
24.9	市民幸せ調査	市民3,000人を対象に実施し、1,305人から回答。
24.12~25.6	幸せシティサポーター会議	市民公募による24名の委員で構成。3つのテーマでグループ討議を行い、「まちづくり目標」を策定。(計6回)
25.9~25.11	幸せシティまつさかトーク&トーク	市民の幅広い意見や、地域固有の課題等を総合計画に反映するため、市内の各地域と市内の高校で懇談会を開催。(計12回)
25.10~26.1	松阪市総合計画審議会	各種団体の代表等35人で構成。市長からの諮問を受け、総合計画(案)について審議。(計5回)
25.12~26.1	ホームページ等での意見募集	総合計画(案)について、ホームページ等を通じて市民から意見・提案等を募集。
26.2	議決	松阪市議会にて総合計画基本構想を原案どおり可決。

## 2 松阪市総合計画審議会

### 1 松阪市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第15号抄）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 2 松阪市総合計画審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

役 職	名 前	選出団体・分野等
会 長	村林 守	学識経験者（三重中京大学名誉教授）
副会長	長崎 昌司	幸せシティサポーター（A 班班長）
委 員	青木 道夫	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（12/11～）
〃	上田 増夫	松阪市老人クラブ連合会
〃	江口 春斗	三重大学（学生）
〃	塩谷 明美	松阪子ども NPO センター
〃	大津 未来生	連合三重松阪多気地域協議会
〃	大橋 純郎	松阪漁業協同組合
〃	紙本 尚	三重大学（学生）
〃	河井 政美	松阪農業協同組合
〃	黒岩 ティピナ	松阪フィリピン協会
〃	小林 典子	飯高地区地域審議会
〃	坂田 大輔	松阪青年会議所
〃	佐田 一征	松阪飯南森林組合
〃	世古 佳清	松阪市障害者団体連合会
〃	瀧川 彌壽夫	三雲地区地域審議会
〃	谷川 憲三	松阪商工会議所（11/21～）
〃	田畑 辰生	松阪市民生委員児童委員協議会連合会（～12/11）
〃	土井 美香	松阪市商店街連合会
〃	中井 均	松阪商工会議所（～11/21）
〃	西内 直子	飯南地区地域審議会
〃	野呂 純一	松阪地区医師会
〃	葉山 和則	住民協議会
〃	東恩納 千晴	三重大学（学生）
〃	東出 直樹	松阪 PTA 連合会
〃	平生 尚美	住民協議会
〃	深田 敦也	幸せシティサポーター（B 班班長）
〃	古市 仁	松阪国際交流協会
〃	前川 廣子	松阪市観光協会
〃	前田 智光	幸せシティサポーター（C 班班長）
〃	松田 ますみ	松阪地区地域審議会
〃	山口 美帆子	松阪市社会福祉協議会
〃	山越 美智子	松阪市人権擁護委員協議会
〃	山本 恭嗣	嬉野地区地域審議会
〃	横井 美登	松阪市自治会連合会
〃	吉田 誠	松阪警察署
〃	レーナー 八千代	Do it！松阪鶏焼き肉隊

松阪市総合計画審議会  
会 長 村 林 守 様

松阪市長 山 中 光 茂

### 松阪市総合計画（案）について（諮問）

平成 26 年度を初年度とする総合計画を策定するにあたり、基本構想の見直し（案）及び基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成 26 年 1 月 31 日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市総合計画審議会  
会 長 村 林 守

### 松阪市総合計画について（答申）

平成 25 年 10 月 21 日付け 13 松戦第 000600 号をもって諮問のあった、松阪市総合計画（案）について、市民の視点から、もしくは専門的な視点から当審議会で慎重に審議を重ねた結果、全般的には概ね「適当」と認められますので、その旨答申いたします。

また、この答申および当審議会の審議過程を尊重し総合計画案の策定を行うとともに、計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、本計画の目指す将来像「市民みんなで幸せを実感できるまち」の実現に向け、引き続き努力されることを要望します。

#### 記

##### 1 計画の背景および策定過程について

今回の総合計画は、合併から 9 年が経過するなかで、急速な時代の流れによる行政課題の多様化を背景とするとともに、住民協議会が全地区に設立されたという、地域と行政との新しい協働の仕組みの構築が進められたなかで策定されてきました。

策定過程においては市民の声を聴くため、現行の総合計画の将来像である「市民みんなで幸せを実感できるまち」のキーワードとなる「幸せ」に焦点をあて、市民一人ひとりの“幸せ”を高めるためのまちづくりを進めていくための基礎資料とするため市民 3,000 人を対象にした「市民幸せ調査」を実施されました。

また、松阪市のより良い未来を築いていくために望ましいまちづくりの方法や市民と市がともに目指すべき目標である「まちづくり目標」を一緒に考えるため、公募市民 24 人で構成する「幸せシティサポーター会議」でのまちづくり目標の設定に取り組んだこと、さらには旧 5 市町別に設置されている「地域審議会」での審議を踏まえた内容を「地域政策」に反映をされています。

また、地域住民と今後のまちづくりを語り合う「幸せシティまつさか トーク&トーク」を開催しました。なかでも、高校生を対象にした「幸せシティまつさか トーク&トーク」を新たに開

催するなどして若い世代の声を積極的に聴くなど取り組まれました。また、総合計画自体については、パブリックコメントを行い、計画案に対する意見を聴き、幅広い声の集約に努めてこられました。

以上のように、市民の参画を得るとともに、幅広く地域の声、市民の声を聴きながら進めてきた策定過程は、市民みんなでまちづくりを進めようとしている松阪市の姿勢にもふさわしく、高く評価します。

## 2 計画案全体について

本審議会に示された基本構想(案)および基本計画(案)については、細部にわたる更なる検討を要するとしても、全般的には概ね「適当」とであると評価します。

松阪市の将来像は引き続き「市民みんなで幸せを実感できるまち」とされ、だれもが日常生活において「幸せ」を感じることでできる地域を目指して、市民すべてが「みんなでやろう」という意識を持ち、市民が役割と責任を担い行政と連携してまちづくりを進めていくこととされました。このようなまちづくりの基本方向が、今回の総合計画においても改めて確認されたことについて、高く評価します。

また、現行の基本計画と同様、基本的に各部署を単位として各部署がどのような取り組み目標を持ち、それを実現するために何をどのように取り組んでいくのかが分かるようにしていることも評価します。

今回の基本構想(案)においては、「松阪市の課題」として、「持続可能な地域経営を目指した市民のための改革」を新たに追加し、普通交付税の合併算定替の終了による財政への影響などに対応できるような行政経営の必要性を明らかにするとともに、公共・公用施設マネジメントに取り組むこととされました。また、「市政運営のありかた(1)行政運営」においては、「市民の幸せにつながる行政運営」に取り組むことが新たに明記されました。将来像である「市民みんなで幸せを実感できるまち」づくりを進めるためには市役所のあり方は非常に重要であり、このような市政運営、行政経営の方向が明確に示されたことは、まことに適切であると考えます。

一方、政策体系についても若干の見直しが行われ、基本構想(案)、基本計画(案)を通じて、「地域ブランド」、「松阪牛」、「再生可能エネルギー」を単位施策として位置付け、取り組みが強化されることになりましたが、このことはまことに適切であると考えます。

基本計画(案)では、公募市民で構成する「幸せシティサポーター会議」によって提案された「まちづくり目標」が、市民と行政が共有するものとして、各施策の冒頭に掲げられました。これは、市民が役割と責任を担い行政と連携してまちづくりを進めていくという総合計画の理念を具体化するためには、まことに有意義なことであり、高く評価します。これが、単に計画書に記述されるだけにとどまらず、計画の実施段階での取り組みにつながり、市民と行政が連携するうえでの共通の目標として機能するよう期待するものであります。

さらに、ほぼすべての施策に数値目標を設定したこと、《重点施策》、《主要施策》それぞれに主な事業として具体的な事業名が明記されたことなど、新たな工夫が見受けられます。いたずらに前回計画を踏襲するのではなく、より良い計画を目指して工夫を重ねていることに敬意を表します。各施策で掲げた施策の目標が達成できるように、計画に基づき着実に取り組みを進めるとともに達成状況について定期的に検証を行い、目標達成に向けて施策を展開していくことを期待します。

## 3 計画推進段階で留意すべきこと

策定後の進行管理にあたっては、次の事項に留意するよう求めます。

### (1) 市民参画と「開かれた市政」について

市民と協働・連携してまちづくりを進めるためには、「開かれた市政」を徹底し、市は市民

に対して積極的な情報提供を行うとともに、市民の幅広い意見を積極的に計画の実行に反映させていく必要があります。

まずは今回策定された総合計画を広く共有するために、だれもが読みやすく、理解しやすく市民に広報されることを求めます。総合計画の愛称は、市民公募をもとに、「市民みんなの道標みちしるべ—未来につなげるまちづくり計画—」とされましたが、今後も市民が親しみを持てるように、また、市民一人ひとりが総合計画を理解し将来像の実現に向けて一緒になってまちづくりに取り組んでいくことができるためにも、あらゆる機会・手段を通じて総合計画の周知に努められることを要請します。

また、計画の進行管理においては、積極的な市民の参加を促すとともに、市民とともに計画の進行管理が可能な体制の構築を図り、市民の目線に立った行政運営を推進することが求められます。

さらには、市と市民や団体の間でそれぞれの関わり方や役割分担を明確にしながら、ともに計画を推進していくことが望まれます。

## (2) 協働・連携によるまちづくりの推進と住民協議会について

今回の総合計画は、住民協議会が全地区に設立された背景のもと、市民と市が協働・連携してまちづくりを進めるという考え方を基本に策定されたものと理解され、総合計画の理念にとって、非常に大きな意味をもつものだと考えます。

今後新たな総合計画に基づき市政運営を展開するにあたっては、住民協議会をまちづくりのパートナーとして強く意識をし連携をより強固なものとし、将来像である“市民みんなで幸せを実感できるまち”の実現に向けてまちづくりに取り組んでいただくことを期待します。

総合計画では住民協議会が核となりながら、各種の地域団体や市民団体との連携が進むことを期待しているところですが、このような観点にたったとき、一つの大きな懸念は、住民協議会は、総合計画では大きな位置づけを与えられたにもかかわらず、条例の位置づけをもたないことです。これまでも、議会において審議されてきた経緯のあることは承知していますが、住民協議会の位置づけをより明確にされることを切望いたします。

## (3) 総合計画の推進を基軸とした経営システムの構築と評価システムの導入について

平成 23 年 1 月、現行の総合計画について審議を行った前審議会から、「評価システムの構築」について求める意見が答申されました。

その後、基本計画における各施策に基づく取り組みについて、毎年、「施策展開調書」により、各所属から進行状況や課題・反省点を確認するヒアリングを実施していること、また、「部局長の政策宣言」による行政内部での目標設定と検証、さらには「市民幸せ調査」や「地域懇談会」の実施などによる市民からの検証は行ってはいますが、これらをシステム化することによる基本構想および基本計画の進捗を管理する評価システムの構築には至っていません。

総合計画が策定され、実行に移されたのちは、職員が責任と緊張感をもってその推進にあたるとともに、その結果を市民に広く公表し、不断の改善に努めていく必要があります。そのための仕組みとして、総合計画の推進を基軸とした市政の経営システムを構築し、その一環として評価システムを導入することを要請します。

それによって単年度ごと、計画期間ごとに結果を明確にすると同時に、計画期間内であっても硬直的にならず、柔軟に時代の変化などに対応していけるような運営形態にしていくことが肝要であると考えます。

先進事例の研究などをされたものの、評価システムの導入がなされなかったことは誠に遺憾であり、今回は是非とも実現されることを強く要請します。

(4) まちづくり目標について

今回の基本計画に新たに「まちづくり目標」について設定がされました。行政と市民や地域が共有する目標を定め、市民や地域に役割と責任を担うまちづくりを進めていく上で、このまちづくり目標を実現するために地域がどのような役割を担うのか、目標に対する取り組みはどこまで達成をすべきなのかなど、今後も更なる検討を進められ、市民が役割と責任を担い、ともにまちづくりを進めていくことができる「まちづくり目標」となるように期待します。

(5) 部局間の連携について

現行の基本計画と同様、今回の基本計画においても各施策が部局単位で記述されていることは、それぞれの部署の責任を明確にしたものとして評価できます。

しかしながら、市民の側からみればそれぞれの部局や施策は相互に連携しながら市民の幸せを支えているものであることから、計画の推進においては、関係する部局間の連携を密にし、従来の縦割りから横のつながりを明確にした事業展開を進めていくよう引き続き要請します。

4 意見等の計画への反映について

これまでの計画策定過程で寄せられた意見や要望については、現時点において反映できていないもの、検討事項となったものについても、今後、行政運営を行っていく上で参考とし、市として取り組んでいただくよう要請します。

また、今後計画期間中には、国の政策や市政を取り巻く環境の急激な変化があることも予想されます。そういった場合に適切かつ柔軟に対応されますよう更に要請します。

# 3 幸せシティサポーター会議

## 1 松阪市幸せシティサポーター会議要綱

(平成 24 年 9 月 10 日松阪市告示第 211 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市総合計画（以下「総合計画」という。）が生活者を起点としたものでなければならないことに鑑み、市民と行政が協働して総合計画を策定するため、幸せシティサポーター会議（以下「サポーター会議」という。）を設置し、当該会議の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 サポーター会議は、総合計画案の策定その他市長が必要と認める事項について検討するものとする。

(委員の構成)

第 3 条 サポーター会議は、委員、コーディネーター及び関係する市職員で構成する。

(委員の定数等)

第 4 条 前条に規定する委員の定数は 30 人以内とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成 24 年 9 月に実施する『市民幸せ調査』の対象となった市民から公募し、市長が選任する者 25 人

(2) 市内に在住する者のうちから平成 24 年 10 月以降に公募し、市長が選任する者 5 人

2 市長は、前項第 1 号による委員が同号に規定する人数に満たないときは、同項第 2 号に規定する人数を超えて委員を選任することができる。

3 委員は、サポーター会議に出席し、会議の議事について検討を行うものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から総合計画が策定される日までとする。

(コーディネーター)

第 5 条 会議の進行及び運営を円滑に行うため、サポーター会議にコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは 3 人以内とし、市長が指名する者をもって充てる。

3 コーディネーターは、会議の内容に応じて、必要な助言及び指導を行う。

4 サポーター会議の会務を総理するため、チーフコーディネーターをコーディネーターの互選により決定する。

(会議)

第 6 条 サポーター会議は、全体会議及び分科会で構成する。

2 全体会議は市長が招集し、チーフコーディネーターが会議の議長となる

3 分科会はチーフコーディネーターが必要に応じて設置するものとし、設置された場合においては各分科会に班長を置き、会議の議長となる。

4 市長は、必要に応じて、第 3 条に規定する者以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第 7 条 委員、コーディネーター及び前条第 2 項に規定する者が会議に出席したときは、予算の範囲内において謝礼金を支給する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市政戦略部戦略経営課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 2 幸せシティサポーター会議委員名簿 (五十音順、敬称略)

<A班>

テ ー マ：地域と活動、行政経営

グループ長：長崎 昌司

委 員：鎌倉 しずよ、柴田 実、白井 悍人、樋口 晴巳、  
村田 満彦、山田 光男、山田 知代

コーディネーター：村林 守 (三重中京大学名誉教授)

<B班>

テ ー マ：医療・福祉、子育て・教育

グループ長：深田 敦也

委 員：青木 恵子、石井 愛、上村 信弥、岡本 良子、  
黒木 信子、鹿田 登、中川 佳久

コーディネーター：大森 達也 (中京大学教授)

<C班>

テ ー マ：産業・観光、生活環境・都市環境

グループ長：前田 智光

委 員：釜田 達、小林 秀美、鈴木 久美子、辻 タツ子、  
中藪 進治、萩原 剛、堀口 和久

コーディネーター：西 孝 (三重大学社会連携研究センター)

## 3 幸せシティサポーター会議の開催状況

第1回 全体会議

日 時：平成24年12月22日(土)

場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール

内 容：委員の委嘱、会議の概要説明、課題抽出シートの作成について、3つのグループに分かれて「まちづくり目標」に関するグループ討議

第2回 全体会議、分野別会議

日 時：平成25年2月23日(土)

場 所：松阪市役所 5階正庁ほか

内 容：[全体会議] 委員の委嘱

[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

### 第3回 分野別会議

日 時：平成25年3月16日（土）  
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか  
内 容：3つのグループに分かれてグループ討議

### 第4回 分野別会議

日 時：平成25年4月27日（土）  
場 所：松阪市役所 5階正庁ほか  
内 容：[全体会議] 幸せシティサポーターシンポジウムについて  
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

### 幸せシティサポーターシンポジウム

日 時：平成25年6月8日（土）  
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール  
内 容：グループごとに「まちづくり目標」を発表し、参加者より意見聴取

### 第5回 分野別会議

日 時：平成25年6月29日（土）  
場 所：松阪市産業振興センター 3階研修ホール  
内 容：[全体会議] 幸せシティサポーターシンポジウムについて  
[分野別会議] 3つのグループに分かれてグループ討議

### 「まちづくり目標」に関する報告書の提出

日 時：平成25年8月2日（金）  
場 所：松阪市役所 3階市長応接室

「市民みんなの道標」<sup>みちしるべ</sup> ～未来につなげるまちづくり計画～  
平成 26 年度～平成 29 年度

---

■発行日／平成 26 年 4 月

■発行／三重県松阪市

■編集／松阪市経営企画部経営企画課

〒515-8515

三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL：0598-53-4319

FAX：0598-26-4030

E-mail：kei.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市 HP：http://www.city.matsusaka.mie.jp/

